

給実甲第1344号

令和7年2月12日

人事院事務総長

給実甲第220号の一部改正について（通知）

給実甲第220号（期末手当及び勤勉手当の支給について）の一部を下記のとおり改正したので、令和7年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
4 給与法第19条の6第2項の規定に基づき、一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分を受けた者から当該一時差止処分の取消しの申立てがあった場合には、各庁の長（ <u>給与法第7条に規定する各庁の長又はその委任</u>	4 給与法第19条の6第2項の規定に基づき、一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分を受けた者から当該一時差止処分の取消しの申立てがあった場合には、各庁の長（ <u>その委任を受けた者を含む。</u> 以下同じ。）は、

を受けた者をいう。以下同じ。) は、当該事情の変化の有無を速やかに確認するものとする。

7 給与法第19条の7第2項各号の「前項の職員」、規則9—40(期末手当及び勤勉手当)(以下「規則」という。)第13条第1項及び第13条の2第1項の「給与法第19条の7第1項の職員」並びに第40項から第42項までの「給与法第19条の7第1項の職員」には、規則第7条各号に掲げる職員を含まないものとする。

35 規則第13条第1項第1号ニ、第3号ハ及び第4号ハ並びに第13条の2第1項第1号ハの「人事院の定める職員」は、基準日以前6箇月以内の期間において次に掲げる場合に該当する職員とする。ただし、第1号に掲げる場合に該当する職員で、同号に該当することとなった懲戒処分を受けた日の直前の基準日以前において当該懲戒処分の直接の対象となった事実に基づき規則第13条第1項第1号ニ、第2号ニ、第3号ハ若しくは

当該事情の変化の有無を速やかに確認するものとする。

7 給与法第19条の7第2項各号の「前項の職員」、規則9—40(期末手当及び勤勉手当)(以下「規則」という。)第13条第1項及び第13条の2第1項の「給与法第19条の7第1項の職員」並びに第40項及び第41項の「給与法第19条の7第1項の職員」には、規則第7条各号に掲げる職員を含まないものとする。

35 規則第13条第1項第1号ニ及び第3号ハ並びに第13条の2第1項第1号ハの「人事院の定める職員」は、基準日以前6箇月以内の期間において次に掲げる場合に該当する職員とする。ただし、第1号に掲げる場合に該当する職員で、同号に該当することとなった懲戒処分を受けた日の直前の基準日以前において当該懲戒処分の直接の対象となった事実に基づき規則第13条第1項第1号ニ、第2号ニ若しくは第3号ハ又は第13

は第4号ハ又は第13条の2第1項第1号ハ若しくは第2号ハに掲げる職員の区分に該当したもの（当該事実以外の事実に基づき基準日以前6箇月以内の期間において次に掲げる場合に該当したことがない職員に限る。）については、当該職員の区分に該当したことに応じて当該職員に支給した勤勉手当の額を考慮して、相当と認めるときは、当該職員の区分に該当しないものとして取り扱うことができる。

一～三 （略）

36 前項第1号に掲げる場合に該当する職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で定めるものとする。ただし、同項ただし書に規定する職員のうち、同項ただし書の規定の適用を受けないものの成績率は、規則第13条第1項第1号ニ、第2号ニ、第3号ハ若しくは第4号ハ又は第13条の2第1項第1号ハ若しくは第2号ハに掲げる職員の区分に該当し

条の2第1項第1号ハ若しくは第2号ハに掲げる職員の区分に該当したもの（当該事実以外の事実に基づき基準日以前6箇月以内の期間において次に掲げる場合に該当したことがない職員に限る。）については、当該職員の区分に該当したことに応じて当該職員に支給した勤勉手当の額を考慮して、相当と認めるときは、当該職員の区分に該当しないものとして取り扱うことができる。

一～三 （略）

36 前項第1号に掲げる場合に該当する職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で定めるものとする。ただし、同項ただし書に規定する職員のうち、同項ただし書の規定の適用を受けないものの成績率は、規則第13条第1項第1号ニ、第2号ニ若しくは第3号ハ又は第13条の2第1項第1号ハ若しくは第2号ハに掲げる職員の区分に該当したこと

たことに応じて当該職員に支給した勤勉手当の成績率を考慮して、相当と認めるときは、次の各号に定める割合以外の割合で定めることができる。

一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

(1) (2)から(4)までに掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア～ウ (略)

(2)・(3) (略)

(4) 任期付職員法第7条第1項の俸給表の適用を受ける職員 (以下「特定任期付職員」という。) 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア 停職の処分を受けた職員
100分の30以下

イ 減給の処分を受けた職員
100分の40以下

ウ 戒告の処分を受けた職員

じて当該職員に支給した勤勉手当の成績率を考慮して、相当と認めるときは、次の各号に定める割合以外の割合で定めることができる。

一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア～ウ (略)

(2)・(3) (略)

(新設)

100分の50以下

二 (略)

37 第35項第2号に掲げる場合に該当する職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で各庁の長があらかじめ定める割合によるものとする。

一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

(1) (2)から(4)までに掲げる職員以外の職員 100分の60超100分の70以下(特定管理職員にあつては、100分の70超100分の90以下)

(2)・(3) (略)

(4) 特定任期付職員 100分の50超100分の60以下

二 (略)

38 規則第13条第3項(規則第13条の2第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の「人事院の定める者」

二 (略)

37 第35項第2号に掲げる場合に該当する職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で各庁の長があらかじめ定める割合によるものとする。

一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 100分の60超100分の70以下(特定管理職員にあつては、100分の70超100分の90以下)

(2)・(3) (略)

(新設)

二 (略)

38 規則第13条第3項(規則第13条の2第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の「人事院の定める者」

は、次に掲げる職員の区分及び人事評価政令第7条第2項に規定する調整者（同項ただし書の規定により調整者を指定しない場合にあっては、同条第1項に規定する評価者）が、規則第13条第3項に規定する成績率を定めようとする職員と同一である職員（第35項ただし書の規定の適用を受けない同項に規定する職員を除く。）とする。

一 特定管理職員以外の職員（専門スタッフ職俸給表又は指定職俸給表の適用を受ける職員及び特定任期付職員を除く。）

二 特定管理職員（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員を除く。）

三～五 （略）

六 特定任期付職員

39 規則第13条第5項の人事院が定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。ただし、これ

は、次に掲げる職員であつて、規則第13条第3項に規定する成績率を定めようとするものうち、人事評価の人事評価政令第7条第2項に規定する調整者（同項ただし書の規定により調整者を指定しない場合にあっては、同条第1項に規定する評価者）が成績率を定めようとする職員と同一である職員（第35項ただし書の規定の適用を受けない同項に規定する職員を除く。）とする。

一 専門スタッフ職俸給表又は指定職俸給表の適用を受ける職員以外の職員のうち、特定管理職員以外の職員

二 専門スタッフ職俸給表又は指定職俸給表の適用を受ける職員以外の職員のうち、特定管理職員

三～五 （略）

（新設）

39 規則第13条第5項の人事院が定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。ただし、これ

によることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各庁の長は、あらかじめ事務総長と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一 規則第13条第1項第1号イ又はロに掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ各庁の長がその成績率を定める職員の総数に占める次に定める割合以上の割合

(1) 特定管理職員以外の職員
100分の30（そのうち規則第13条第1項第1号イに掲げる職員に係る割合については、100分の5）

(2) 特定管理職員 100分の28（そのうち規則第13条第1項第1号イに掲げる職員に係る割合については、100分の3）

二 規則第13条第1項第2号イ又はロに掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ各庁の長がその成績率を定める職員の総数に占める次に定め

によることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各庁の長は、あらかじめ事務総長と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一 規則第13条第1項第1号イ又は第2号イに掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ各庁の長がその成績率を定める職員の総数に占める次に定める割合以上の割合

(1) 特定管理職員以外の職員
100分の5

(2) 特定管理職員 100分の3

二 規則第13条第1項第1号ロ又は第2号ロに掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ各庁の長がその成績率を定める職員の総数に占める次に

る割合以上の割合

(1) 特定管理職員以外の職員
100分の30（そのうち規則第13条第1項第2号イに掲げる職員に係る割合については、100分の5）

(2) 特定管理職員 100分の28（そのうち規則第13条第1項第2号イに掲げる職員に係る割合については、100分の3）

三 （略）

40 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により職員（指定職俸給表の適用を受ける職員及び特定任期付職員を除く。）の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各庁の長は、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められ

に定める割合以上の割合

(1) 特定管理職員以外の職員
100分の25

(2) 特定管理職員 100分の25

三 （略）

40 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各庁の長は、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、

る範囲内において、別段の取扱いをすることができる。

一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員

次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

ア・イ （略）

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項

別段の取扱いをすることができない。

一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員

次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

ア・イ （略）

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項

第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に100分の125を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

二 定年前再任用短時間勤務職員
次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員
次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特

第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

二 定年前再任用短時間勤務職員
次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員
次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特

定管理職員に限る。)の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の60を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

41 各庁の長は、規則第13条第1項の規定により指定職俸給表の適用を受ける職員の成績率を定めるに当たっては、勤勉手当の額の総額が次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額の総額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、各庁の長は、次の各号に掲げる職員のいずれかが著しく少数であること等の事情により、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内に

定管理職員に限る。)の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の58.75、12月に支給する場合には100分の61.25を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

41 各庁の長は、規則第13条第1項の規定により指定職俸給表の適用を受ける職員の成績率を定めるに当たっては、勤勉手当の額の総額が次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、各庁の長は、次の各号に掲げる職員のいずれかが著しく少数であること等の事情により、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、これらの

<p>において、別段の取扱いをすることができる。この場合において、各庁の長は、その内容を事務総長に報告するものとする。</p>	<p>規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。この場合において、各庁の長は、その内容を事務総長に報告するものとする。</p>
<p>一・二 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p>
<p><u>42 各庁の長は、規則第13条第1項の規定により特定任期付職員の成績率を定めるに当たっては、各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の勤勉手当の額の総額が当該職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額の総額を超えない範囲内で定めるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>43・44 (略)</p>	<p>42・43 (略)</p>

以 上